

とちぎメディカルセンター第3施設（仮称）建設事業設計施工業者選定条件付一般競争入札（プロポーザル・デザイン・ビルド方式）に係る手続き開始の公告

下記のとおり、条件付一般競争入札（プロポーザル・デザイン・ビルド方式）への参加者を募集するので公告します。

一般財団法人 とちぎメディカルセンター
代表理事 石 井 重 利

1. 公告日 平成26年 8月 7日（木）

2. 工事概要

（1）工事名

とちぎメディカルセンター第3施設（仮称）建設事業

（2）業務内容

介護施設と検診検査機能を併設する複合型施設の実施設設計の見直し、
工事監理、施工、建設に伴う各種申請等の作成

施工については、新築及び改修の建設工事業務（電気設備工事、機械
設備工事一括発注）

（3）施設の規模等 詳細は基本計画及び設計図書を参照のこと

- ・ 介護老人保健施設 100名
- ・ 居宅介護支援事業所
- ・ 訪問看護ステーション
- ・ 検診検査機能
- ・ 法人事務所、医師会事務所、会議室
- ・ 駐車場 100台以上
- ・ クックチル用セントラルキッチン（2億円 税込）

本提案の対象となる設計費と工事費の総限度額は14億円（税込）＋
セントラルキッチン 2億円（税込）の予定である。提案内容は、それ以
下の金額に収まるものであること。

（4）予定スケジュール 基本計画及び設計図書を参照のこと

3. 提案を求める内容

（1）提案説明書

（2）施設の配置や構造を変更する場合は、配置図、施設平面計画図（外構

- を含む)、立面図
(3) 工程表
(4) 事業費用概算計算書

4. 手続き

- (1) 提案書を提出しようとする者(以下「提案者」という)は、平成26年8月26日17時00分までに、参加表明書(別紙1)1部を持参し提出しなければならない。
- (2) 参加表明書には、参加資格要件確認申請書を添付すること
- (3) 提案書を作成するための参考資料は、基本計画及びとちぎメディカルセンター第3施設(仮称)設計図書とし、参加表明書提出時に配布する。
- (4) 提案書は、参考資料とは別な提案を含めて「提案書等の提出について」(別紙2)を添えて、平成26年9月12日13時30分までに、持参又は郵送により下記へ提出すること。

とちぎメディカルセンター 法人本部施設整備室

住 所 栃木市祝町4番25号

電 話 0282-20-1281

E-mail honbu@tochigi-medicalcenter.or.jp

- (5) 提案書は、表紙を含まないA3版片面使用、5ページ以内とし、提出部数は正本1部、副本5部とする。
- (6) 提出する提案は1つに限り、提出後の訂正、追加、再提出は認めない。また、提出された提案書は返却しない。
- (7) 提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (8) 提案に関するスケジュールは、次のとおりとする。

①募集公告	8月	7日	
②募集公告質疑	8月	19日	17:00まで
③募集公告質疑回答	8月	22日	(随時)
④参加表明書締め切り	8月	26日	17:00
⑤提案書提出期限	9月	12日	13:30まで
⑥提案書一次審査	9月	12日	14:00より
⑦提案書二次審査	9月	19日	14:00より
⑧審査結果通知	9月	26日	

5. 参加資格

参加者は、次の要件全てに該当するものに限る。

- (1) 提案書の提出期限内において、国内で指名停止、営業停止を受けてい

ないこと。

- (2) 病院若しくは老人保健施設、特別養護老人ホーム（100床以上）を、10年以内に1棟以上元請として設計若しくは施工の実績があること。
- (3) 告示日現在、会社更生法の更生手続き、民事再生法の再生手続き、破産法の破産手続きがなされていないこと。
- (4) 監理技術者又は、国家資格を有する主任技術者を、専任で配置できること。
- (5) 提案者は、単独若しくは3社以内の共同企業体とし、共同企業体の場合は、代表企業が40%以上の構成比率を持ち、上記の条件に該当すること。
- (6) 設計業務にかかわる要件 単独又は企業体の代表設計者として一級建築士で（2）の設計に従事した実績があること。

6. 審査及び特定者の決定

(1) 審査

提案は、法人関係者と外部委員で構成する審査委員会において審査を行う。

(2) 特定者の決定

- ①提案書に基づく一次審査で、優秀提案書数点を選定する。
- ②優秀提案に選ばれた提案者に対して、二次審査として提案説明を求める。（説明20分、質疑20分程度）。この二次審査で最も優れた提案1点を選び、その提案者を、優先交渉権を持つ特定者とする。
- ③次点者として1社を選定する。
- ④特定者と設計内容について協議を行ったうえで、設計施工を一括して発注し、契約事務を進める。
- ⑤特定者と協議が整わない場合は、次点者と協議し進めるものとする。

(3) 特定者の通知

審査の結果については、確定後、速やかに連絡する。

7. 質疑

本告示、その他について不明な点がある場合は、平成26年8月19日17時00分までに、メールで質問することができる。
質問内容及び回答は、提案者全員にメールで通知する。

8. その他

(1) 失格要件

以下に該当する場合は、法人理事会において審査のうえ、失格とする。

①提案説明に欠席した場合

②審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

③その他、理事会において不相当と認めた場合

(2) 下請け業者の地元優先採用等

施工に当たっては、特別な場合を除き栃木市内、栃木県内に事務所を置く業者を活用し、地元発注率40%を確保できるようにすること。

(3) その他

本法人から提供した資料は、本法人の了解なく公表、使用してはならない。